

訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約を希望される方に対して、関係法令に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1. 事業者（法人）の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 〒404-0042 甲州市塩山上於曾977-5
- (3) 電話番号 0553-34-8195
- (4) 代表者氏名 会長 宮原 健一
- (5) 設立年月日 平成17年11月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護事業所
- (2) 事業所の名称 甲州市社会福祉協議会訪問看護ステーション
- (3) 事業所番号 1962290027（平成30年4月1日山梨県指定）
- (4) 開設年月 平成30年4月1日
- (5) 事業所の所在地 〒409-1304 甲州市勝沼町休息1867-2
- (6) 連絡先 電話：0553-39-8470 FAX：0553-39-8733
- (7) 管理者氏名 古屋 教子

3. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要介護または要支援の状態にある人が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅に置いて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

(2) 事業の運営方針

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図ります。事業の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業者、その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めるとともに関係市町村とも連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

	サービスの内容
訪問看護計画の作成	文書による主治医の指示とケアプランに基づき利用者の心身の機能の回復を図るため療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した看護計画書を作成します。
訪問看護サービスの提供	1) 病状・障害の観察 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 3) 食事及び排泄等日常生活の世話 4) 床ずれの予防又は処置 5) リハビリテーション 6) ターミナルケア 7) 認知症・精神疾患者の看護

	8) 療養生活又は介護方法の指導 9) カテーテル等医療機器の管理 10) その他医師の指示による医療処置
--	---

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	看護師1名
訪問看護師	看護師5名以上
事務者	1名以上

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割または3割となります）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料（自己負担額1割の場合）

サービス提供時間	基本利用料	利用者負担金 (自己負担額1割の場合)
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担 (自己負担額)

			1割の場合)	
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合		上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合		上記基本利用料の50%	
複数名訪問 加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	看護師2名（Ⅰ）	2,540円	254円
		看護師と看護補助者（Ⅱ）	2,010円	201円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	看護師2名（Ⅰ）	4,020円	402円
		看護師と看護補助者（Ⅱ）	3,170円	317円
長時間訪問 看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		3,000円	300円
初回加算	（Ⅰ）	新規利用及び過去2月間において訪問看護の提供を受けていない場合、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に新たに看護計画を作成し訪問看護を行った場合（1月につき）	3,500円	350円
	（Ⅱ）	新規利用及び過去2月間において訪問看護の提供を受けていない場合、新たに看護計画を作成し退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を行った場合（1月につき）	3,000円	300円
退院時共同 指導加算	退院又は退所につき1回に限り主治医等と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合（特別な管理を必要とする者の場合2回）		6,000円	600円
緊急時訪問 看護加算	（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えている場合（1月につき） 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の訪問看護として加算	6,000円	600円
	（Ⅱ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に	5,740円	574円

		常時対応できる体制を整えている場合（1月につき） 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の訪問看護として加算			
特別管理加算 I		在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態(1月につき)	5,000円	500円	
特別管理加算 II		在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態。人工肛門または人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態。点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態。	2,500円	250円	
ターミナル ケア加算		利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（当該月につき）	25,000円	2,500円	
看護・介護職員 連携強化加算		当該加算の支援を行った場合（1月に1回に限り）	2,500円	250円	
看護体制強化 加算		当該加算の体制を満たす場合（I）もしくは（II）を加算（1月につき） 体制により加算の変更あり	(I)	5,500円	550円
			(II)	2,000円	200円
サービス提供 体制強化加算		当該加算の体制・人材要件を満たす事業所の場合 1回につき）	(I)	60円	6円
			(II)	30円	3円

(2) 介護予防訪問看護の利用料（自己負担額1割の場合）

サービス提供時間	基本利用料	利用者負担金（自己負担額1割の場合）
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額	
			基本利用料	利用者負担金 (自己負担額 1割の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合		上記基本利用料の25%	
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合		上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合（1回につき）	看護師2名（Ⅰ）	2,540円	254円
		看護師と看護補助者（Ⅱ）	2,010円	201円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）	看護師2名（Ⅰ）	4,020円	402円
		看護師と看護補助者（Ⅱ）	3,170円	317円
長時間介護予防訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合（1回につき）		3,000円	300円
初回加算	（Ⅰ）	新規利用及び過去2月間において訪問看護の提供を受けていない場合、病院、診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に新たに看護計画を作成し訪問看護を行った場合（1月につき）	3,500円	350円
	（Ⅱ）	新規利用及び過去2月間において訪問看護の提供を受けていない場合、新たに看護計画を作成し退院又は退所した日の翌日以降に訪問看護を行った場合（1月につき）	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回に限り主治医等と共同して在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を提供した場合（特別な管理を必要とする者の場合2回）		6,000円	600円
緊急時訪問看護加算	（Ⅰ）	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えている場合（1月につき） 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の訪問看護として加算	6,000円	600円

	(II)	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えている場合（1月につき） 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の訪問看護として加算	5,740円	574円	
特別管理加算 I		特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）※上記訪問看護加算と同様	5,000円	500円	
特別管理加算 II		特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合（1月につき）※上記訪問看護加算と同様	2,500円	250円	
看護体制強化加算		当該加算の体制を満たす場合のみ（1月につき）	1,000円	100円	
サービス提供体制強化加算		当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	(I)	60円	6円
			(II)	30円	3円

(3) その他の費用について

①交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・甲州市内は無料 ・通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、訪問1回につき1kmあたり50円 		
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	サービス提供の2時間前までにご連絡のなかった場合	1,000円を請求いたします。	
※利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。			
エンゼルケア料 (在宅看取り後の処置について希望に応じ対応します)	15,000円（保険適用外）		

(4) 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、請求月の末日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 利用者指定口座からの自動振替 (イ) 事業者指定口座への振り込み (ウ) 現金支払い お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。
------------------------	---

8. 緊急時における対応方法

1. サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。
2. 感染症及び自然災害等やむを得ない事情により、訪問看護サービスが提供できなくなった場合には業務継続計画に基づき速やかにサービスの再開に努めます。

利用者の主治医	医療機関 医師名 電話番号
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)
	電話番号
	氏名 (続柄)
	電話番号

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年11月9日法律第124号）に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古屋 教子
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、利用者及び家族から、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他のサービス提供事業者等に、利用者及び家族の個人情報を提供しません。感染症及び自然災害等緊急事態においては協力する機関や事業所と情報共有する場合があります。 ○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者が注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容

	を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	〒409-1304 甲州市勝沼町休息1867-2 電話番号 0553-39-8470 管理者 古屋 教子
---------	--

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	甲州市役所 介護支援課 介護保険担当	電話番号 0553-32-2111
	山梨県国民健康保険団体連合会	電話番号 055-233-9201

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事 業 者 〒409-1304 甲州市勝沼町休息 1867-2

甲州市社会福祉協議会訪問看護ステーション

説明者氏名 古 屋 教 子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利 用 者 住 所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

氏 名 印

本人との続柄